

公認スキー検定員規程

第1条 本規程は、公益財団法人全日本スキー連盟（以下「本連盟」という。）公認規程に基づき、公認スキー検定員（以下「検定員」という。）に関し、必要な事項を定める。

（年度）

第2条 本規程の年度は、本連盟の定款第6条で定めた事業年度8月1日から翌年7月31日までをいう。

（任務）

第3条 検定員は、スキーの普及・発展の基幹となる人材であることを認識し、検定会及びスキーバッジテストを公正公平に実施しなければならない。

（検定員の種類）

第4条 検定員は、A級、B級、C級の3種類とし、以下のとおりとする。

公認スキーA級検定員（以下「A級検定員」という。）

公認スキーB級検定員（以下「B級検定員」という。）

公認スキーC級検定員（以下「C級検定員」という。）

（資格）

第5条 A級検定員は、本連盟において検定を行い、A級検定員検定会で合格した者が、別に定めた手続きを行うことにより資格が付与され、全国共通の資格を有する。

2 B級検定員及びC級検定員は、加盟団体が開催するスキーA級検定員検定会（以下「A級検定会」という。）に準ずるスキーB級検定員検定会（以下「B級検定会」という。）、スキーC級検定員検定会（以下「C級検定会」という。）で合格した者に付与され、全国共通の資格を有する。

（検定の範囲）

第6条 A・B・C級検定員が、各々検定できる範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）A級検定員

- ① 全日本スキー技術選手権大会及び予選会
- ② スキー指導員検定会（養成講習会の講師を含む）
- ③ スキー準指導員検定会（養成講習会の講師を含む）
- ④ A級検定会
- ⑤ B級検定会
- ⑥ C級検定会
- ⑦ スキーバッジテスト（事前講習の講師を含む）

（2）B級検定員

- ① スキー準指導員検定会（養成講習会の講師を含む）
- ② B級検定会
- ③ C級検定会
- ④ スキーバッジテスト（事前講習の講師を含む）
- ⑤ 全日本スキー技術選手権大会予選会

（3）C級検定員

- ① スキーバッジテストの内、級別テスト（事前講習の講師を含む）
- ② スキーバッジテストの内、ジュニアテスト

（実施）

第7条 A級検定会は、本連盟の主催・主管で行う。

2 B級検定会及びC級検定会は、本連盟が主催し、加盟団体の主管で行う。
(有効期間)

第8条 資格の有効期間は、合格年度及び更新年度から2年間とする。
(資格の継続)

第9条 検定員は、検定員の任務を完遂するため、資格有効期限内に、公認スキー検定員クリニック（以下「クリニック」という。）を最低2年に1回受講し、修了しなければならない。

2 出席者及び役員資格更新は、教育本部資格更新認定事業一覧表に定めるとおりとする。

(資格の停止)

第10条 検定員が、クリニックを2年続けて未修了の場合は、検定員の資格を停止する。

(活動の停止)

第11条 指導者資格が停止又は喪失している場合や、検定員資格が停止している場合は、検定員として活動ができない。

(資格停止の解除)

第12条 検定員の資格の停止解除は、クリニック修了により資格の停止を解除できる。

(資格の喪失)

第13条 検定員で、次に掲げる各号の一つに該当する者は、検定員の資格を喪失する。

(1) 本連盟会員登録規程第4条の規定により、会員の資格を喪失したとき

(2) 本連盟の規約に違反し、検定員としての体面を汚すような行為があったとき

(3) 資格の年次登録料を納期までに納入しないとき

(4) 公認スキー指導員及び公認スキー準指導員の資格を喪失したとき

2 前項第1号、第2号については、理事会の決定による。

(クリニック)

第14条 クリニックは、資質の向上及び資格の更新のため、別に定める公認スキー検定員クリニック開催基準要項に示された内容により実施する。

(検定会場)

第15条 A級検定会は、スキー指導員検定会において実施することを原則とする。

2 B級検定会は、スキー準指導員検定会又はスキープライズテストにおいて実施することを原則とする。

3 C級検定会は、スキーバッジテストのうち、級別テストにおいて実施することを原則とする。

4 B級検定会、C級検定会を主管する加盟団体は、開催要項を主管加盟団体のホームページ等で周知する。

(申請)

第16条 B級検定会、C級検定会を主管する加盟団体は、10月末日までに開催日程、会場、責任者及び主任検定員を本連盟会員登録システムから申請し、承認を受けなければならない。また、開催日程、会場、責任者、主任検定員の変更、事業の中止等が生じた場合は、速やかに変更届、中止届を本連盟に提出しなければならない。

(責任者・検定員)

第 17 条 検定会の責任者、主任検定員及び検定員は以下のとおりとする。

(1) A 級検定会

- ① 責任者は、本連盟の理事・教育本部部長、又は本連盟の教育本部理事会が認めた者
- ② 主任検定員は、A 級検定員資格が有効な本連盟のスキー専門委員の中から選任し、本連盟教育本部長が委嘱した者
- ③ 検定員は、A 級検定員資格が有効な本連盟のスキー専門委員・スキー技術員の中から選任し、本連盟教育本部長が委嘱した者
- ④ 検定員数は、受検者数に応じて定める。

(2) B 級検定会

- ① 責任者は、本連盟の理事・教育本部部長・スキー専門委員、主管加盟団体長・副会長・教育本部理事、又は本連盟の教育本部理事会が認めた者
- ② 主任検定員は、A 級検定員資格が有効な本連盟の教育本部専門委員・スキー技術員の中から選任し、主管加盟団体長が委嘱した者
- ③ 検定員は、主管加盟団体長が委嘱した A 級検定員又は B 級検定員資格が有効な者
- ④ 検定員数は、受検者数に応じて定める。

(3) C 級検定会

- ① 責任者は、本連盟の理事・教育本部部長・スキー専門委員、主管加盟団体長・副会長・教育本部理事、又は本連盟の教育本部理事会が認めた者
- ② 主任検定員は、A 級検定員資格が有効な本連盟の教育本部専門委員・スキー技術員の中から選任し、主管加盟団体長が委嘱した者
- ③ 検定員は、主管加盟団体長が委嘱した A 級検定員又は B 級検定員資格が有効な者
- ④ 検定員数は、受検者数に応じて定める。

(受検資格)

第 18 条 検定員の受検資格は、受検年度の本連盟会員登録を完了した者で、次に掲げる各号に該当しなければならない。

(1) A 級検定会

- ① スキー指導員又は功労スキー指導員資格が有効な者
- ② 受検する年度の 6 年度前までに B 級検定員を取得し資格が有効で、スキーバッジテストを含む検定の検定員を 3 回以上務めた者。ただし、ナショナルデモンストレーターはこの限りではない。

(2) B 級検定会

- ① スキー指導員又は功労スキー指導員資格と、C 級検定員資格が有効な者

(3) C 級検定会

スキー準指導員、スキー指導員、功労スキー準指導員、功労スキー指導員のいずれかの資格が有効な者

- 2 特別な事情がある場合、加盟団体長の推薦により本連盟が特に認めた者は、受検することができる。
- 3 B 級検定会及び C 級検定会は、スキー指導員検定及びスキー準指導員検定に合格した年度を含め、受検することができる。ただし、受検申込期限までに合格証等により合格が証明できた場合に限る。
- 4 B 級検定会及び C 級検定会の年度内の受検回数は制限しない。

(受検手続)

第 19 条 B 級検定会及び C 級検定会を他の加盟団体に委託する加盟団体は、事前に委託先の加盟団体に所属会員の受検の受け入れを依頼し、承諾を得る。

(検定試験の実施方法と合否判定方法)

第 20 条 検定員検定試験は、実技テスト及び理論テストからなり、その総合成績から合否判定する。

(1) 実技テスト

第 15 条に示した検定会及びスキーバッジテストの受検者(20名以内)の検定種目(原則3種目)を対象とし、第 17 条で示した主任検定員及び検定員の採点(基準点)に対して、検定員検定受検者の採点の的中率(合否が70%以上かつ±3ポイント以内が80%以上)で合格とする。

(2) 理論テスト

理論テストの合格基準は、満点に対して60%以上とし、出題範囲は、本連盟の教程等刊行物、規約・規程とし、当該年度の開催要項で明示する。

(3) 総合判定

同一年度内における実技テスト及び理論テストの合格で、総合合格とする。

(合格者の手続)

第 21 条 合格者は、検定会合格日に合格証が付与され、示された期日までに、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料・年次登録料及びバッジ代を、本連盟会員登録システムで決済することにより資格が認定される。また、次年度からの年次登録料は、他の登録料等と同時に納める。

(結果報告)

第 22 条 A級検定会の主任検定員は、検定会実施の結果を速やかに検定委員長と本連盟に報告し、出席・合否結果を、事業終了後2週間以内に、所定の様式により本連盟に提出する。

2 B級検定会及びC級検定会の主任検定員は、検定会実施の結果を、検定責任者を経て、主管加盟団体長に報告する。

3 B級検定会及びC級検定会の主管加盟団体の報告責任者は、事業終了後3週間以内に、本連盟会員登録システムで、出席・合否登録を行う。

(規程の改廃)

第 23 条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。

| | |
|-------------------|----|
| 昭和 58 年 8 月 | 制定 |
| 昭和 60 年 5 月 | 改訂 |
| 昭和 61 年 5 月 | 改訂 |
| 昭和 61 年 11 月 | 改訂 |
| 昭和 62 年 9 月 | 改訂 |
| 平成 元年 6 月 | 改訂 |
| 平成 2 年 11 月 | 改訂 |
| 平成 5 年 6 月 26 日 | 改正 |
| 平成 11 年 10 月 18 日 | 改正 |
| 平成 12 年 9 月 20 日 | 改正 |
| 平成 13 年 9 月 28 日 | 改正 |
| 平成 15 年 6 月 27 日 | 改正 |
| 平成 16 年 6 月 25 日 | 改正 |
| 平成 17 年 11 月 2 日 | 改正 |
| 平成 19 年 7 月 5 日 | 改正 |
| 平成 21 年 9 月 18 日 | 改正 |
| 平成 23 年 9 月 20 日 | 改正 |

平成 23 年 11 月 18 日 改正
平成 25 年 8 月 9 日 改正
平成 26 年 7 月 15 日 改正
平成 27 年 7 月 14 日 改正
平成 28 年 4 月 20 日 改正、平成 28 年 8 月 1 日施行
平成 29 年 7 月 15 日 改正
平成 30 年 7 月 2 日 改正
令和 2 年 11 月 6 日 改正
令和 2 年 11 月 6 日 改正
令和 5 年 7 月 5 日 改正
令和 5 年 9 月 14 日 改正